# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名						
21	横手市	児童手当関連事務	基礎項目評価書				

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横手市は、児童手当関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

秋田県横手市長

### 公表日

令和5年6月19日

[平成31年1月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務				
①事務の名称	児童手当関連事務				
②事務の概要	【事務概要】  児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。 【個人番号の利用】  上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 父母指定者の届出受理・確認 ② 受給資格者からの認定請求受理・確認 ③ 児童手当額改定請求の受理・確認 ④ 現況届の受理・確認 ⑤ 氏名、住所等の変更届の受理・確認 ⑤ 氏名、住所等の変更届の受理・確認 ⑤ 受給事由消滅の届出の受理・確認 ⑦ 余本支払の児童手当の請求の受理、確認 ⑧ 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知				
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 電子申請システム				
2. 特定個人情報ファイル名					

児童手当給付ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条
. International control of the second	- contract the tension of

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二				
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(第26,30,87項)				
	【別表第二における情報照会の根拠】 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (第74,75項)				

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長

### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

郵便番号013-8601

横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所:秋田県横手市中央町8番2号

電話:0182-35-2161 ファクス:0182-33-6061

E-mail:somu@city.yokote.lg.jp

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号013-8601

横手市役所 市民福祉部 子育て支援課 児童家庭係

住所:秋田県横手市中央町8番2号

電話:0182-35-2133 ファクス:0182-32-9709

E-mail:kosodate@city.yokote.lg.jp

連絡先

請求先

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年6月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年6月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	断書の種類				
[   基礎	項目評価	[書]		<選択肢> 1) 基礎項[ 2) 基礎項[ 3) 基礎項[	> 目評価書 目評価書及び重点 目評価書及び全項	5項目評価書 5目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	価書又は全項目評価書に	おいて、リスク対象	策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分であ	を入れている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分であ	を入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分であ	を入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[ 0 ]委	託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	2) 十分であ	を入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]提	供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	2) 十分であ	を入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入		続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分であ	を入れている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	1) 特に力を 2) 十分であ	を入れている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分であ	を入れている	
8. 監査						
実施の有無	[ O ]	自己点検	[0]	内部監査 [	〕外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力さ 2) 十分に名	を入れて行っている	3

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
					提出時期に係る説明	
平成30年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 電子申請システム	事前	電子申請システム導入に伴う、システムの名称の追加	
平成30年3月27日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 及び 2.取扱者数 いつ の時点の計数か	平成27年07月31日時点	平成30年03月27日時点	事後	評価書の見直しによる、記載 事項の修正	
I	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	子育て支援課長 小松 忠昭	子育て支援課長 織田 秀介	事後	平成30年4月1日付人事異動	
l l	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正	
		【情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(第26,30,87項)	【情報提供の根拠】 :第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(第26,30,87項)			
		当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規	【別表第二における情報照会の根拠】 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手 当又は特例給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの」が含まれる項 (第74,75項)			
I	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	子育て支援課長 織田 秀介	課長	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成30年5月21日公布)の様 式改正に伴う記載内容の変更	
	Ⅱ -1. 対象人数 及び Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成30年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正	
	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署	健康福祉部 子育て支援課	市民福祉部 子育て支援課	事後	平成31年4月1日付組織再編	
令和1年6月26日	求 請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町0番2号 電話:0182-35-2161 ファクス:0182-33-6061 E-mail:somu@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町0番2号 電話:0182-35-2161 ファクス:0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編	
令和1年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先	郵便番号013-8601 様手市役所 健康福祉部 子育て支援課 児童家 庭係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話:0182-35-2133 ファクス:0182-32-9709 E-mail:kosodate@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 子育で支援課 児童家 庭係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2133 ファクス: 0182-32-9709 E-mail: kosodate@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編	
会和1年6月26日	Ⅱ -1. 対象人数 及び Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月12日時点	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正	
令和1年6月26日 ]	Ⅳ リスク対策	-	新規追加	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正に伴い、新規追加	
会₹00年6日17日	Ⅱ -1. 対象人数 及び Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月12日時点	令和2年5月29日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施	
会和3年6日17日	Ⅱ -1. 対象人数 及び Ⅲ -2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和3年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施	
令和3年8月10日	I -4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法 改正に伴う変更	
会和4年6日14日	Ⅱ - 1. 対象人数 及び Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月6日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施	
令和5年6月19日	Ⅱ - 1. 対象人数 及び Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月6日時点	令和5年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施	